

等級等ごとの職員数の公表について(令和8年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定により、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

①行政職給料表(1) 一般行政職

(人)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職名	職員数	うち再任用
1級	定型的な業務を行う職種	技師補		
		主事補		
		技師		
		主事		
		保育士		
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職種	技師	2	
		主事	4	
		保育士		
3級	1 係長の職務 2 主任又は主任保育士の職務 3 専門員の職務	係長	2	
		主任	8	
		専門員	1	1
		主任保育士	2	
4級	1 課長の職務 2 議会事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会次長、所長、主幹の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする係長 4 主査又は主任専門員の職務	課長		
		事務局長		
		次長		
		所長		
		主幹		
		係長	5	
		主査	1	
		主任専門員		
5級	高度な知識又は経験を必要とする課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会次長、所長又は主幹の職務	課長	1	
		事務局長		
		次長	1	
		所長		
		主幹	5	
6級	特に高度な知識又は経験を必要とする課長、議会事務局長又は教育委員会次長の職務	課長	6	
		事務局長	1	
		次長		
		計	39	1